

令和5年(フ)第1000号

破産者 株式会社チェンジ・ザ・ワールド

破産管財人報告書(1)

令和5年10月27日

破産管財人 野田 聖子



第1 令和5年6月28日以降の破産管財業務の概要

1 破産財団の状況

現在の破産財団の状況は、財産目録及び収支計算書記載のとおりであり、令和5年10月27日現在の破産財団の残高は4億7131万6725円である。当職において、令和5年6月28日以降に行った管財業務のうち、主なものは以下のとおりである(以下、当職作成令和5年6月27日付け「破産法第157条の報告書」にて報告した内容を「前回報告」という。)

2 電力会社からの売電収入

当職は、前回報告以降、各電力会社から破産者の保有発電所に係る売電収入合計8058万9081円を回収し、破産財団に組み入れた。

3 発電設備の売却

(1) 破産者の発電・売電事業の譲渡

前回報告のとおり、当職は、破産者の所有する太陽光発電所について、入札手続を経て、優先的契約締結交渉権者を選定し、同社(以下「承継先候補者」という。)との間で、事業譲渡契約締結に向けた令和5年6月8日付け基本合意書を締結した。その後、承継先候補者との間で、事業譲渡契約締結に向けた協議を重ねている。

承継先候補者に承継予定の太陽光発電所は、合計120カ所(うち野立て案件47カ所、営農案件73カ所)、所在地は千葉県、茨城県を中心と

するも、北海道、岩手県、秋田県、三重県、岡山県、宮崎県、鹿児島県と全国各地に点在している。また、農地に太陽光発電設備が設置されている営農案件については、破産管財人である当職が破産者の発電事業を譲渡し、承継先候補者がこれを承継するにあたり、今後、発電所ごとに農地法上の許可を取得する必要がある。

当職は、各発電所の譲渡に向けて、承継先候補者との打合せを重ねて、各発電所の譲渡に必要な資料の作成・取り寄せ、情報の整理（全ての保有発電所の現況確認を含む。）、地権者への意向確認（破産管財人団において、全ての発電所の地権者と連絡をとり、大半の地権者とは承継先候補者とともに面談のうえ、承継先候補者による破産者発電事業の承継に関する意向確認を実施した。）、各営農案件の所在する農業委員会との協議、発電所の保守管理（草刈り作業を含む。）等を行っている。また、承継先候補者においては、全ての発電所について現地における設備の確認作業、営農案件に関する営農者の選定作業（承継先候補者からは営農者選定の目途は立ったとの報告を受けている。）を実施している。

現時点において、破産管財人団において接触した地権者及び各農業委員会からは、いずれも承継先候補者への承継について反対の意向は述べられておらず、近日中には、御庁の許可を得た上で、承継先候補者との間で正式な事業譲渡契約を締結する予定である。なお、発電・売電事業の換価完了までには、事業譲渡契約締結後も一定の期間を要する見込みである。

（２）太陽光発電設備の保守管理

上記（１）記載のとおり、各太陽光発電所の譲渡・承継が完了するまでの間、売電収入を維持し、また、事業価値を維持するため、当職において太陽光発電設備の保守管理を実施している。

具体的には、各太陽光発電所の底地の草刈り作業を実施し、設備の故障、毀損、盗難等が生じた際には、修理、警察・損害保険会社対応等を行っている。

（３）建築準備段階及び建築途中の発電所の処分

破産者は、ワットストア等で販売するために発電所の建築及び建

築準備を行っており、破産手続開始決定時点において、多数の建築準備段階及び建築途中の発電設備や権利（FIT制度に基づく認定IDや土地の賃借権）が存在した。

当職は、これらの未完成の発電所案件について、契約関係や債権債務関係を整理しながら、利害関係人との間で協議及び契約の合意解除等を行い、前回報告以降、現在までに、解決金として7394万8000円を回収し、破産財団に組み入れた。

4 本社の閉鎖・千葉支社の継続

当職は、管財業務の遂行のために維持してきた山形県酒田市の本社事務所を、令和5年8月末日をもって閉鎖し、明け渡しを完了した。

千葉支社については、太陽光発電設備の保守管理及び承継先候補者への承継準備のため、維持する必要があることから、現在も賃貸借契約を継続している。

第2 第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

当職において、破産者の計算書類や各種資料を調査し、関係者にヒアリングする等して、役員による違法行為及び違法行為と相当因果関係のある破産者に生じた損害の有無等、第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無について、現在も調査継続中である。

第3 破産財団の概要（令和5年10月27日現在）

| 破産者 | 破産財団の現在残高 |
|-----------------|--------------|
| 株式会社チェンジ・ザ・ワールド | 4億7131万6725円 |

※ 財団収集額から管財業務に要した支出控除後の現在残高

第4 確定一般破産債権額（劣後的破産債権額及び約定劣後破産債権を含まない）（令和5年10月27日現在）

| 債権の種類 | 債権額 |
|----------|---------------|
| 確定一般破産債権 | 33億4968万1885円 |

※未確定一般破産債権額5292万1821円及び額未定を含まない。

第5 今後の管財業務

今後、上記第1記載の各発電所の発電・売電事業の譲渡等、破産財団に属する資産の換価業務を継続する。発電・売電事業の譲渡の実行に向けて、承継先候補者とともに、発電・売電事業の譲渡に必要な作業を進めているが、特に営農案件の売却には、発電所ごとに許認可手続をはじめ複数の手続が必要となり、換価が完了するまでには一定の期間を要することが見込まれる。

第6 破産手続の進行

現段階において、一般破産債権に配当できる可能性が高いと考えられる。当職としては、経費を節約し、各発電所の発電・売電事業の譲渡等、破産財団の増殖に努める所存である。

各発電所の発電・売電事業の売却活動をはじめとする管財業務が完了するまでには、一定の期間を要する見込みであり、換価が完了する時期及び破産手続の終結時期については未定である。

以上